

京都市動物愛護センター規則を公布する。

平成27年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第153号

京都市動物愛護センター規則

(設置)

第1条 犬、猫、小鳥等の動物の愛護に関する啓発、動物の適正な取扱いの指導、健康相談等に関する事務を処理させるため、京都市動物愛護センター（以下「センター」という。）を置く。

2 センターの位置は、京都市南区上鳥羽仏現寺町11番地とする。

(職員)

第2条 センターに次の職員を置く。

所長

次長

相談係長

主席衛生指導員 若干人

その他の職員 若干人

2 センターに所長補佐、担当課長補佐又は担当係長を置くことがある。

(職務)

第3条 所長は、上司の命を受け、センターの所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 次長は、所長を補佐する。

3 所長補佐は、所長が定める事務について所長を補佐する。

4 担当課長補佐、係長、主席衛生指導員及び担当係長は、上司の命を受け、担当事務を処理し、補佐職員があるときは、これを指揮監督する。

5 その他の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

(代理)

第4条 所長に事故があるときは、次長がその職務を代理し、次長に事故があるときは、主管事務につき、所長補佐、担当課長補佐、係長、主席衛生指導員又は担当係長がその職務を代理する。

(事務の概目)

第5条 センターにおいて取り扱う事務の概目は、次のとおりとする。

- (1) センターの庶務に関すること。
- (2) 狂犬病予防法による事務に関すること。ただし、保健所の所管に属するものを除く。
- (3) 動物の愛護及び管理に関する法律による動物の愛護及び適正な飼養に関する普及及び啓発、動物の適正な取扱いの指導、第1種動物取扱業の登録、第2種動物取扱業の届出、特定動物の飼養又は保管の許可、犬及び猫の引取り並びに疾病にかかり、又は負傷した犬、猫等の収容に関すること。
- (4) 動物の飼養管理と愛護に関する条例（昭和46年京都府条例第30号）による事務に関すること。ただし、野犬の薬物による掃討に関する事務を除く。
- (5) 京都動物愛護センター条例による事務に関すること。
- (6) 犬、猫、小鳥等の健康相談に関すること。
- (7) 管理している犬及び猫の処分に関すること。

(報告)

第6条 保健福祉局保健医療・介護担当局長は、担当課長補佐、係長、主席衛生指導員及び担当係長の担当する事務の概目を定め、行財政局組織・人事担当局長に報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(関係規則の廃止)

- 2 京都市家庭動物相談所規則は、廃止する。

(行財政局人事部人事課)